新たな契約方法（包括的契約）

令和６年１１月の「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）」が施行されました。

この法律の趣旨を踏まえた厚生労働省の方針に基づき、業務委託の形態でお仕事をお引き受けする場合の契約方法について、「お客様とセンター」、「センターと会員」、「お客様と会員」の三者間での契約（包括的契約）へ変更します。

この包括的契約への変更は、令和７年度から一部の契約で実施し、順次拡大していく予定です。変更の際には、センターからお客様へご案内させていただきます。

なお、包括的契約でセンターをご利用いただく際の基本的事項を「シルバー人材センター利用規約」、「会員業務就業規約」に定め、当センターホームページで公開しています。

【現行契約の仕組み】

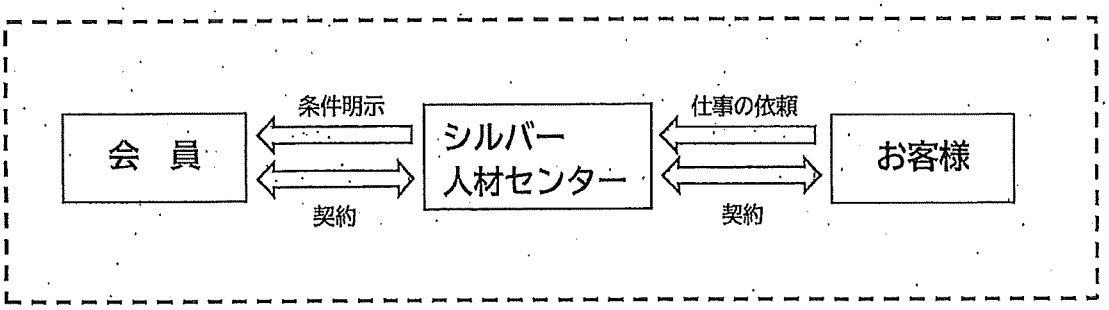

【新たな契約方法（包括的契約）の仕組み】

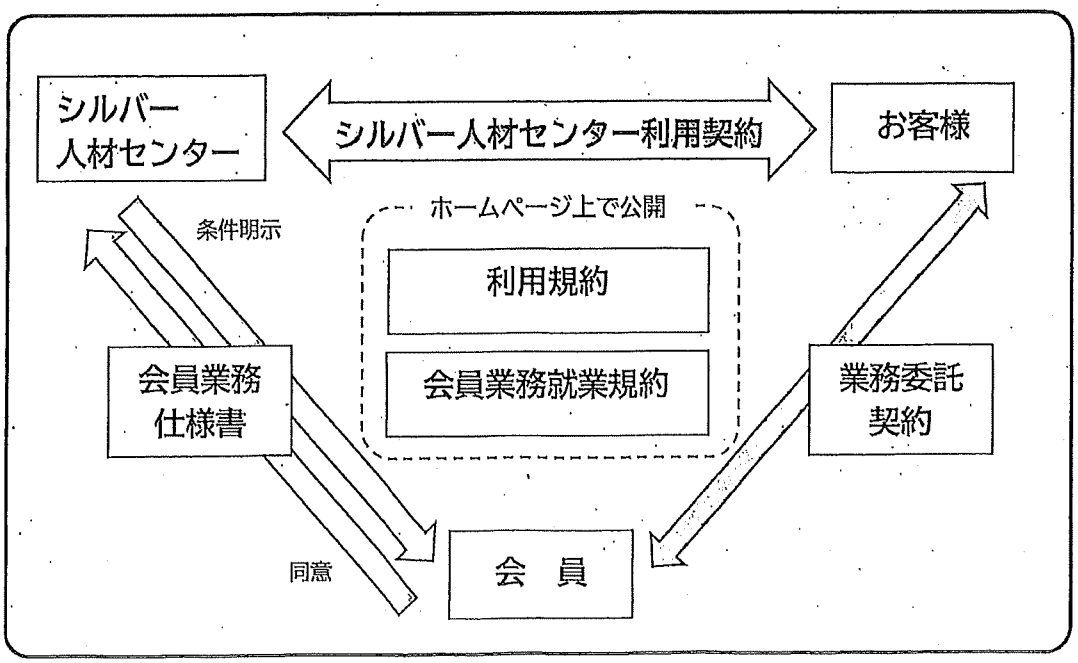

新契約に伴う用語の変更

項　目	新契約	現行契約
	フリーランス法(請負・委任)	請負・委任
契　約	発注者・センター・会員(包括契約)	発注者➡センター➡会員(再委託)
予算科目	包括的契約	受託事業
会員作業代	会員業務委託料	配分金
予　算	計上しない(代理請求・預り金等)	計上する
材料代	センター業務委託料	材料費
手数料	センター業務委託料	事務費
事務費の定義	発注者と締結後、会員業務を実施する会員の選定等に要する諸経費	仕事の引受けと会員への仕事の提供に要する経費

＊　独自事業、介護予防・日常生活総合事業は、センターが主体となるため、新契約に馴染まない。(現行契約)